

令和3年度 JA ぎふ 地域活動支援基金募集要項

通称(みのっ太基金)

ぎふ農業協同組合

JA ぎふ 地域活動支援基金(みのっ太基金)は、管内の農業、食文化、街づくり、環境保全等有形無形の地域資源を活かして、地域のイメージアップと地域の活性化を図っている諸団体の活動を支援することを目的として創設したものです。

当基金は、経営理念のひとつ「地域社会に貢献する JA」の基、JA 事業活動によって得た収益の一部を地域活動支援基金として積み立て、地域活性化活動等を行っている団体に資金助成を行います。

つきましては、令和3年度の助成金交付団体を下記のとおり募集いたします。

記

1. 助成の対象となる団体及び対象活動

地域のイメージアップ、活性化に顕著であり、令和4年度以降に下記の活動を予定している団体を対象とします。

- (1) 農業振興に係る活動を行う団体
- (2) 食文化に係る活動を行う団体
- (3) 街づくりに係る活動を行う団体
- (4) 環境保全に係る活動を行う団体

ただし次のいずれにも該当することとする。

- (1) JA ぎふ管内に活動拠点を有していること。
- (2) 運営に関する規則又は活動計画があること。
- (3) JA ぎふ関係団体は新規に取り組む活動であること。
- (4) 活動費が市町村等からの全額補助で運営している団体でないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を行う団体でないこと。
- (6) 反社会的勢力が支配・関与等している団体でないこと。

2. 助成金額

活動に必要な経費等上限100万円とし、JA ぎふ 地域活動支援基金(みのっ太基金)審査会で決定します。尚、助成金額は1,000円単位とし、人件費や飲食費等については、原則対象外とします。

3. 申込方法

申込みは「JA ぎふ 地域活動支援基金(みのっ太基金)助成申請書」に所定事項を記入のうえ、必要書類等を添付し、各支店を通じてお申し込みください。

4. 申込受付期間

令和3年11月1日(月)から令和3年12月30日(木)まで

5. 助成の決定

JA ぎふ 地域活動支援基金(みのっ太基金)審査会で選考し理事会で決定します。決定後、申請者全員に助成可否通知を送付します。

6. 助成金の交付

助成可否通知の発送後、遅滞なく助成申請書記載の JA ぎふ本支店口座に振り込みます。但し、JA ぎふに口座が無い場合は申請支店より現金にて支払います。

7. 助成金申請から助成金振込までの流れ

10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
					下旬	上旬
告知期間	募集期間		審査期間		助成可否通知	助成金振込

※ 審査会は令和4年2月中旬の開催、助成可否通知は同年3月下旬頃の発表を予定しています。(諸般の事情により変更となる場合もあります。)

8. 報告義務

助成を受けた団体は、活動の事前報告及び、助成を受けた年度に係る年間活動報告書、収支決算書等を年度終了後遅滞なく提出して頂きます。

9. 交付決定の取消し・返還等

交付決定者及び助成金受領者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、助成交付の取消し、又は助成金の返還を求めます。

- ① 提出した書類に偽りの記載があったとき
- ② 事業活動の施行について不正の行為があったとき

10. その他

- ・申込は1団体につき1件に限ります。
- ・単年度の助成金は、20団体(1団体上限100万円)総額2,000万円以内とします。
- ・この支援基金からの助成金を受けたことのある団体は申請をすることはできません。
- ・選考に際し、より具体的な資料のご提示をお願いする場合があります。
- ・ご応募の際に提出いただく書類その他資料は返却いたしませんので、予めご了承ください。
- ・助成決定の場合、当組合総代会等において活動事例発表をお願いする場合があります。また活動把握のため広報取材をお願いすることがあります。
- ・助成決定の場合、団体名称、代表者名、助成金額等の個人情報公表させていただきます。
- ・選考の経過および決定の理由に関わるお問い合わせには応じられません。予めご了承ください。

以上